

第3章 学齢期

1. 学齢期の相談・支援

(1) 特別支援教育の推進

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点から、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されています。

各学校において、保護者や福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図るとともに、本区では、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常の学級における配慮を要する児童・生徒への支援として、校内委員会を中心とした個別指導計画・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の作成や専門家チームの派遣を実施し、特別支援教育の充実を推進してきました。また、就学支援シートの活用等、就学前の支援機関との連携も行うほか、副籍事業を開始し、区立学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図り、共生社会の実現に向けての取組を行ってきました。

すべての児童・生徒が、将来に夢や希望を抱き、自己実現に向かって力強く歩みを進められるように、特別支援教育の理解と推進を図っていくことが求められています。

本区の「ともに生きるまちを目指す条例」に掲げる一人一人の「ちがい」が尊重される社会を実現させるために、本区の全ての教職員及び児童・生徒が、障害の有無に関わらず、共に学び、同じ社会に生きる人間として、共生社会の実現を目指すための方策を練っていく必要があります。

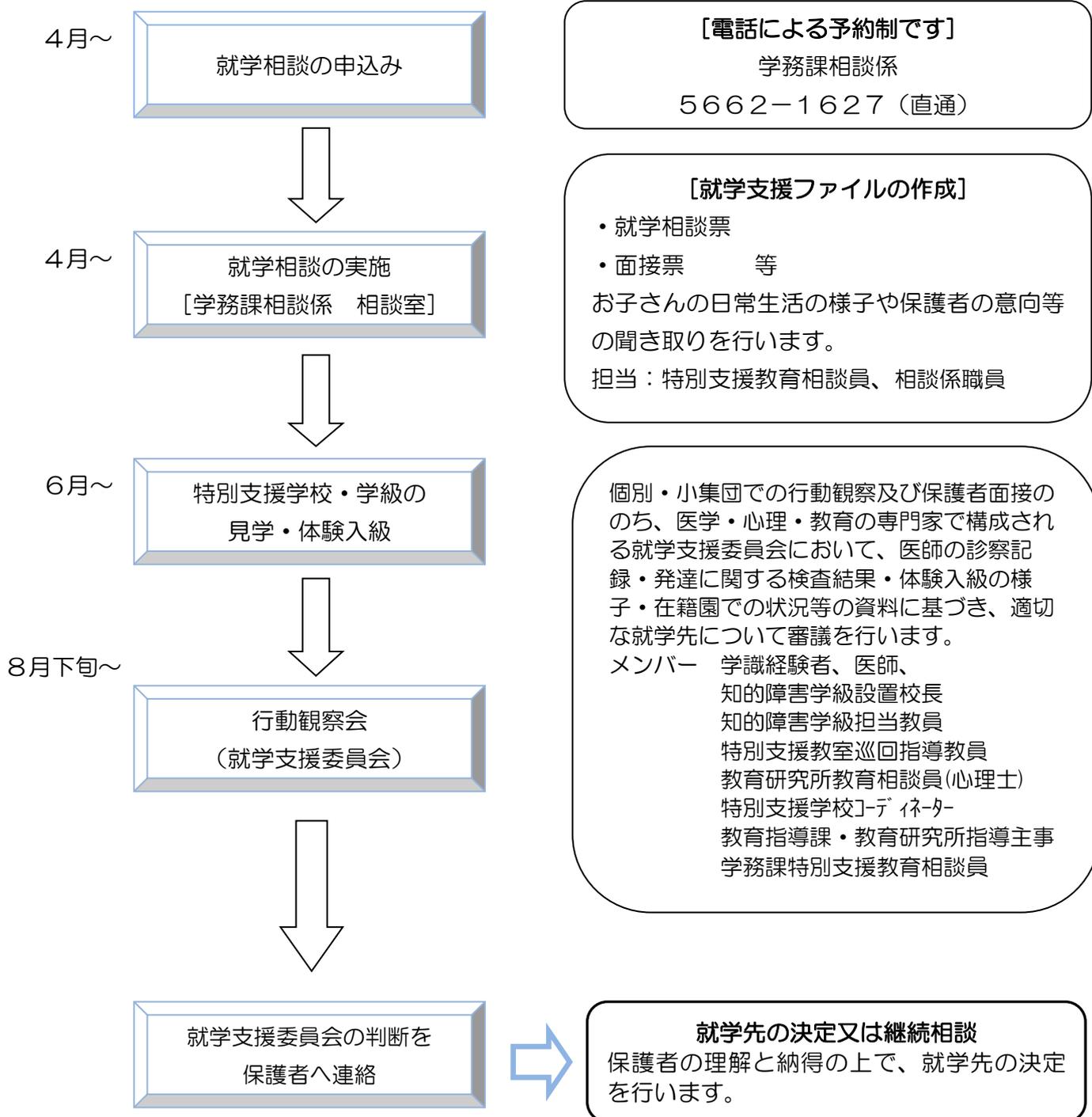
(2) 就学相談



← HP はこちらから

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e069/kosodate/kyoiku/kyouiku/tetuduki/shogai.html>

相談の流れ



就学支援シートの利用

就学支援シートは就学前機関（保育園・幼稚園・療育機関等）や家庭で今まで大切にしてきたことを就学する学校に引き継ぐシートで、就学相談時にお渡ししています。入学してからも何らかの配慮や支援が必要な子どもについて、学校へ適切な情報を引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的としています。

[就学支援シート]

(表紙)

就学支援シート

ともだち

～ 楽しい学校生活のために ～



お子様のお名前	ふりがな
保護者のお名前	ふりがな

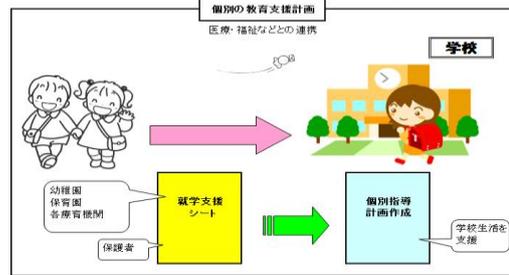
江戸川区教育委員会

(裏表紙)

保護者の皆様へ

この「就学支援シート」は、就学前機関（幼稚園・保育園・療育機関等）やご家庭などで今まで大切にしてきたことを、これから就学する学校に引き継ぐためのシートです。
 学校が、入学するお子さんのことをより多く知って、スムーズな就学を図ることを目的としています。学校は、このシートをもとに保護者の皆様と話し合いながら「個別的教育支援計画」や「個別指導計画」を作成し、入学後にお子さんを楽しみ学校生活が送れるよう支援していきます。
 保護者の皆様が就学に差し支えることを学校に伝えたい場合は、このシートをご利用ください。記入はポイントだけでも結構です。関係書類を添付して頂いても結構です。
 なお、このシートは学校生活での支援のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

江戸川区教育委員会



《問合せ先》
 教育委員会学務課相談係 ☎ 5662-1627

(記載欄)

就学支援シート

1 基本事項 ※ 本欄内は保護者にご記入ください。

お子様 ふりがな 名前	性別	生 年 月 日	年齢
住所 (〒) 東京都江戸川区	愛の手帳 種 別 平成 年 月 日交付・申請中	診断名 (障害名)	
身障手帳 種 別 平成 年 月 日交付・申請中	保護者 氏 名 (ふりがな)	続柄	診断機関名
連絡先 電話番号 自宅 [] 携帯 []	通称先電話番号	担当氏名	
療育機関にかかっていたかどうか ない (機関名) ある (機関名) (機関電話番号)	就学前機関(住所)	就学前機関記入日:平成 年 月 日	
※学校使用欄 就学結果 - 就学結果	連絡先電話番号		

2 成長や発達に関すること
 ① 健康や日常生活でのようすや配慮していること

保護者記入欄	就学前機関記入欄
身体状況 (高さ、体重、視力、聴力)	
排泄	
睡眠	
食事	
その他	

② 人とのかわり(コミュニケーション)のようすや配慮していること

保護者記入欄	就学前機関記入欄
対人関係	
集団参加	
指示理解	
会話	
その他	

③ 興味や関心について

	保護者記入欄	就学前機関記入欄
文字		
歌		
製作活動		
遊びの様子		
ルール理解		
その他		

④ 性格や行動の特徴

	保護者記入欄	就学前機関記入欄
集中力		
衝動性		
情緒の安定		
.....など		
安全管理		
その他		

3 指導内容・指導方法など、就学前機関が記入してください。

指導目標	
指導状況	
就学後の 配慮事項	

4 就学後の生活などに対する保護者の意向を記入してください。

学校生活 に関して	
家庭生活 に関して	
地域生活 に関して	

私は以上の内容を理解し、就学先の学校へ提出します。
 今後は子どもの支援のために校内で記載内容が使用されることを承認します。
 平成 年 月 日
 保護者氏名

[問い合わせ先]

教育委員会 事務局 学務課相談係 (本庁舎4階5番窓口) 電話 5662-1627

(3) 区立小・中学校

江戸川区教育委員会では、区立の全小・中学校において発達障害も含めた様々な困難さを抱える児童・生徒の自立を目指した特別支援教育の充実を図っています。

指導・支援体制の充実

◆個別の教育支援計画（東京都：学校生活支援シート）

障害のある児童・生徒一人一人について、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくため、学校が中心となって作成する支援計画です。保護者の意見等を聴き、関係機関との役割分担を確かめる等、連携を図りながら作成しています。

◆個別の指導計画（江戸川区：連携型個別指導計画）

児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校の教育課程や指導計画、当該児童・生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童・生徒の教育的ニーズに対応した個別の指導目標を設定し、指導内容・方法を具体的にするために作成しています。

◆巡回指導の実施

巡回指導を担当する教員（巡回指導教員）が、個別の指導・支援が必要な児童・生徒の在籍校を巡回し、障害による学習上又は生活上の困難さを克服するために、必要な指導（自立活動）を行います。

校内委員会による支援体制の流れ 34 ページ 図1参照

人的支援体制の充実

◆特別支援教育コーディネーターの配置

各学校における特別支援教育の推進のため、校長が教員の中から、特別支援教育コーディネーターを指名しています。校内委員会や校内研修の企画・運営を行ったり、校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を行ったりしています。また、特別支援教育コーディネーターは保護者からの相談窓口役にもなります。

◆特別支援教室専門員の配置

特別支援教室の円滑な運営のため、特別支援教室専門員が1校につき1名配置されています。連絡調整、児童・生徒の行動観察、指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製及び関係事務処理を行っています。

◆スクールカウンセラーの配置

児童及び生徒の臨床心理に関して専門的な経験を有する臨床心理士等が、スクールカウンセラーとして、週一回程度、各学校に配置されています。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言及び援助を行っています。

◆スクールソーシャルワーカーの配置

社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉や心理に関して専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーが1中学校区（1中学校・2～4小学校）を担当し、中学校を拠点として各学校を訪問しています。スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒が抱える問題を解決するために主にその周囲の環境に働きかけることで問題解決を図っています。

◆介助員の配置

学校からの依頼により、必要な状況が生じた場合に配置されます。区内の小中学校において、支援を要する児童・生徒の学校生活の介助等を行います。

◆専門家チームの派遣

特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、心理学の専門家、医師等で構成される専門家チームが、学校からの依頼により、通常の学級に在籍する支援の必要な児童・生徒への望ましい教育的対応や指導について、専門的意見の提示や助言を行うことを目的として、実施しています。

◆巡回相談心理士（臨床発達心理士等）の巡回

区内の小・中学校全校に、東京都から委託を受けた臨床発達心理士等が1校あたり年間40時間巡回しています。発達障害の可能性のある児童・生徒の実態把握を行い、特別な指導の必要性の有無について、助言を行っています。

◆各種研修会等の実施

区立の全小・中学校を対象として、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育指導力向上研修、特別支援教育推進研修等を行っています。

校内支援の拠点施設

◆「特別支援教室（エンカレッジルーム）」の設置

江戸川区では、特別支援教育の推進、充実を図ることを目的とし、区立全小・中学校に特別支援教室（エンカレッジルーム）を設置しています。特別支援教室（エンカレッジルーム）では、主に巡回指導を行っています。

1. 特別支援教室の対象となる障害の種類

- 〈自閉症〉自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- 〈情緒障害〉主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- 〈学習障害〉全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- 〈注意欠陥多動性障害〉年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

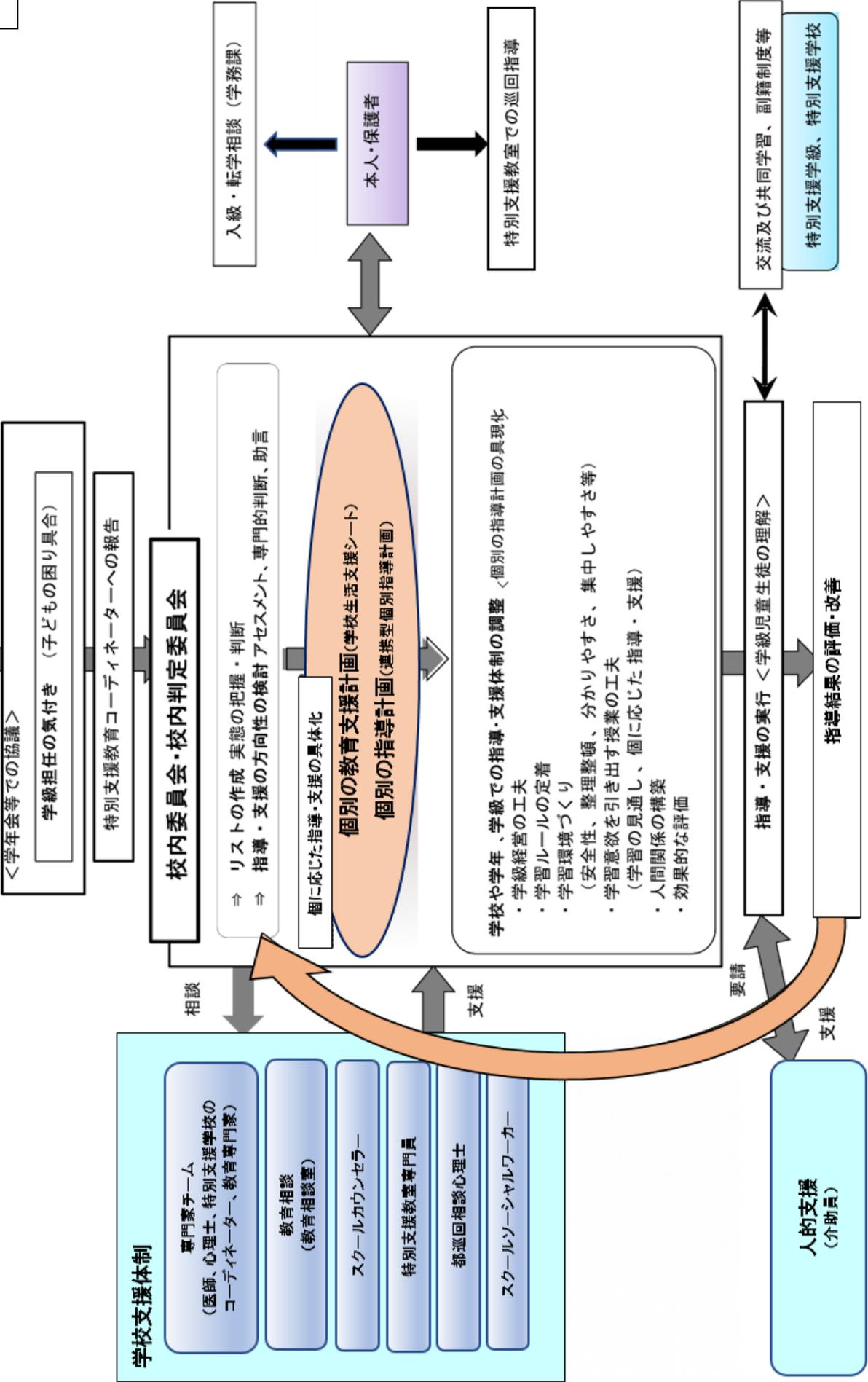
2. エンカレッジルームは、以下のような用途にも活用していきます。

- (1) 「教育相談室」としての個別の面談スペース
- (2) カームダウンスペース
- (3) 不登校（傾向）の児童・生徒が過ごすための個別学習スペース



図 1

○特別支援教育校内研修会 ○特別支援教育コーディネーター研修 ○特別支援教育指導力向上研修 ○特別支援教育推進研修 ○特別支援教室専門員連絡協議会



(4) すくすくスクール

区立小学校全校で実施しています。放課後や学校休業日に小学校施設を利用して、児童がのびのびと自由な活動ができる事業です。学校・地域・保護者と連携し、遊びや学び・多くの人とのふれあいを通じて、コミュニケーション力を高め、豊かな心と自ら考え行動する力を育みます。

参加については、通学する学校のすくすくスクールで『すくすく登録』申込書をご提出ください。また、保護者が就労等により、放課後または学校休業日に留守になるご家庭には、『学童クラブ登録』があります。登録区分に関係なく児童は一緒に活動します。

活動時間

平日	すくすく登録は 放課後～17時 学童クラブ登録は 放課後～18時（延長登録は19時）まで
学校休業日	すくすく登録は 8時30分～17時 学童クラブ登録は 8時～18時（延長登録は19時）まで
土曜日	8時30分～17時
お休み	日祝・年末年始

登録区分・対象

すくすく登録	小学校全児童が対象です。 参加日や参加時間は、保護者と児童とで決め、自由に参加します。
学童クラブ登録	保護者の就労などにより、放課後または学校休業日に留守になる家庭の児童が対象です。出欠確認をします。 希望者に補食の提供を行います。

費用

すくすく登録	育成料 無料
学童クラブ登録	育成料 月額 4,000円（減免制度あり） 延長育成料 月額 1,000円（減免制度あり） 補食費 月額 1,260円（減免制度あり） ※令和6年度は補食費月額が変更となる可能性があります。
保険費用	年間 500円（加入については任意）
行事費用	行事によっては参加費負担あり



★江戸川区役所ホームページ 教育委員会 すくすくスクールのページはこちら ⇒

<配慮を要する児童の対応について>

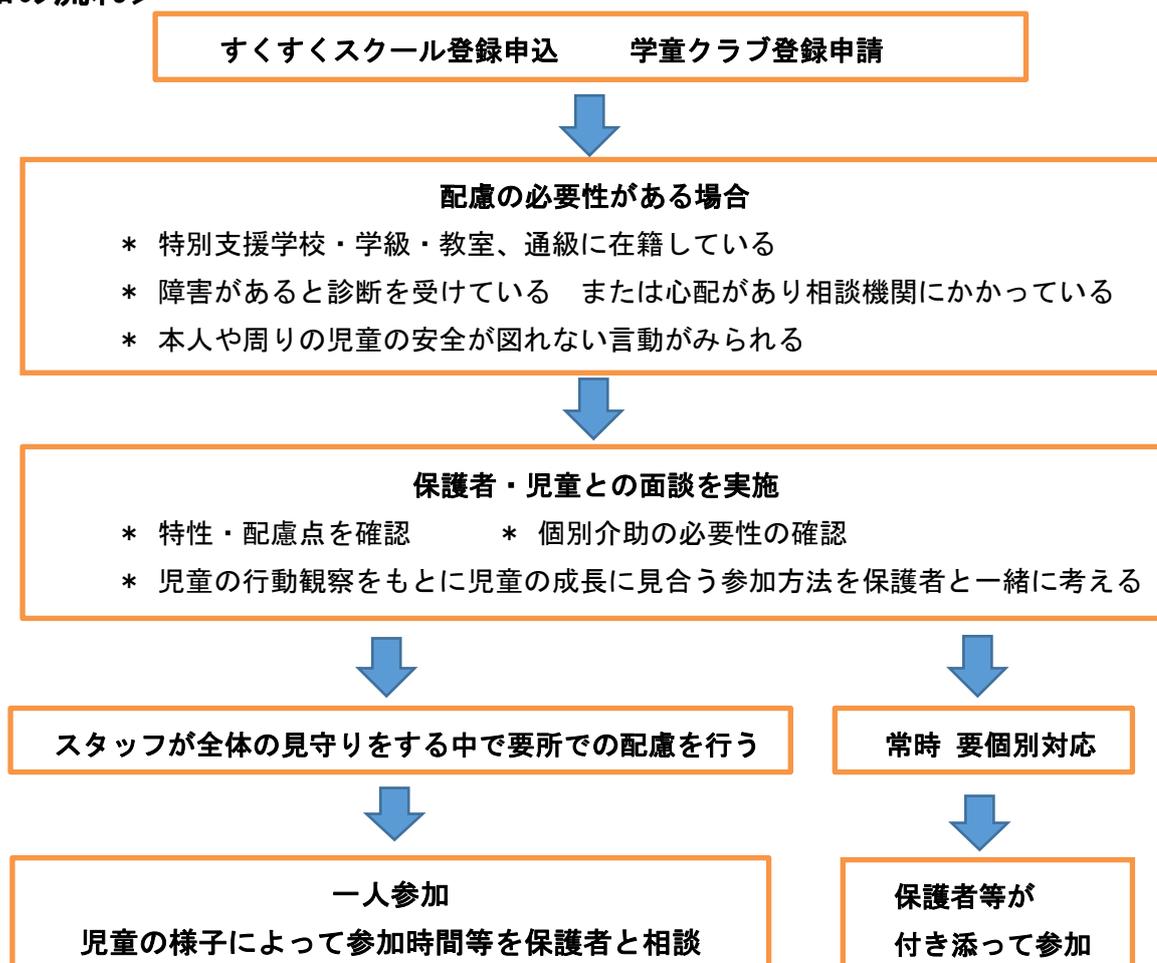
職員の児童対応力を高めるため、職員研修やOJTを行っています。また、保護者から、他機関（保育園・病院・児童相談所等）での支援や配慮に関する情報を提供された場合は、共有し対応しています。

保護者の承諾を受け、通学校の養護教諭・学級担任・スクールカウンセラー等との情報交換も行います。

＜配慮を要する児童の参加について＞

- 全ての児童が、障害の有無に関わらず、共に過ごし、共に学び、互いに成長しあえる場となるよう、個別の状況をお聞きしながら対応しています。
- スタッフによる常時介助(個別対応)を必要とせず、集団の中で自他共に安心して過ごせる児童は一人で参加できます。
- 児童の参加や発達に心配な点がある場合や、一人での登下校が難しい場合には、児童の特性・配慮点・行動の確認をするため、保護者・児童との面談を行います。
- 面談の結果、場面予測がつかず衝動的な行動を起こす、自傷他傷行為がある等で、常に介助(個別対応)が必要であれば、保護者かその児童をよく知る大人が付き添っての参加となります。付き添っての参加により、安全が確保され、無理なく児童の状況に合わせた活動ができます。
- 大人の付き添いで参加が始まった場合も、児童が環境に慣れ、自他共に安全に過ごせるようになれば、参加日数や時間を調整しながら、児童一人での参加に移行することもあります。
- 特別支援学級の児童は在籍校の他、通学区域の小学校のすすくスクールを副籍校として、保護者等と参加することができます。近隣児童や地域の方々との交流を図ることで、緊急時や防災面でスムーズな対応に繋がります。

＜参加の流れ＞



＜連絡先＞

R5. 11. 7現在

すすくスクール係 03 (5662) 8132

(5) 相談機関

[教育研究所・教育相談室]

小・中学生に関する教育上の悩みや心配事について、教育相談員（心理士）が相談に応じています。
「来室相談」と、専用電話による「電話相談」があります。

○相談の内容

- ・学校生活に関する相談
学校に行きたがらない、学校に行けない、友達とのトラブル、集団になじめない、いじめ・勉強の心配 など
- ・発達に関する相談
集中力がない、落ち着きがない、こだわりが強い、コミュニケーションが苦手 など
- ・子どもの気持ちや性格に関する相談
怒りっぽい、人見知りが多い、すぐに気持ちが落ち込む、やる気がない など

来室相談

- ◆申 込・・・予約制ですので、お電話にてお申込ください。
申込は原則として保護者の方からとなっています。
- ◆対 象・・・区内在住または在学の児童・生徒とその保護者です。
また、区立小・中学校の教職員からの相談にも応じています。
- ◆受付時間・・・月曜日から金曜日 9時から16時30分まで（祝休日・年末年始を除く）

電話相談

各教育相談室に相談専用の電話が設置されています。区内在住または在学の児童・生徒からの相談にも応じます。

なお、電話相談は一回ごとの相談になります。継続的な相談をご希望の場合は、来室相談をお勧めしています。

- ◆受付時間・・・月曜日から金曜日 9時から16時30分まで（祝休日・年末年始を除く）
※上記以外の時間は、留守番電話で対応いたします。

◆お気軽に、お近くの相談室にご相談ください。

教育相談室名	所在地	来室相談
		電話相談
グリーンパレス教育相談室	〒132-0031 江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス 3 階	5662-7204
		3655-8200
西葛西教育相談室	〒134-0088 江戸川区西葛西 3-11-4	5676-2898
		5676-3288
南篠崎教育相談室	〒133-0065 江戸川区南篠崎町 5-12-2 南篠崎スカイハイツB棟内	3698-0433
		3698-7811
江戸川区教育研究所 いじめ電話相談		3654-7867
教育研究所 教育相談室ホームページ https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e072/kosodate/kyoiku/kyouiku/shisetuitiran/kyoikusodan/kyoikusodan.html		⇒ 

[学校サポート教室]

不登校・不登校傾向にある児童・生徒に対して、基礎学力の補充やコミュニケーションスキルの育成を通じ、自己決定する力（自尊心）を高め、自らの進路を主体的にとらえて社会的に自立できるよう支援します。また、自身の学習課題を把握し、主体的に学習に取り組んでいけるような支援や、相談員による個別相談を行っています。

主な支援内容

- ◇教科学習・・・基礎基本の習得を目指し、学習進度に合わせて個別や小集団での学習支援
- ◇グループ活動・・・ナックルフォア体験教室、デイキャンプ、自然体験教室、社会科見学等の野外体験活動。卓球・テニス等のスポーツ活動
- ◇相談活動・・・相談員・研究員による個別面談（面接、ソーシャルスキルトレーニング等対人行動の習得）

入室・相談受付

- ◇対象・・・不登校・不登校傾向にある区内在住の小学生・中学生
- ◇相談日・・・月曜日から金曜日（祝休日年末年始を除く）
- ◇時間・・・9時から 16 時 30 分まで

学校サポート教室名	所在地	電話
ふなぼり学校サポート教室	〒134-0091 江戸川区船堀 6 丁目 5 番 4 号船堀六丁目パ ークハイツ 4 号棟内	3877-4529
こいわ学校サポート教室	〒133-0056 江戸川区南小岩 8 丁目 1 番 13 号	3657-0353
しのざき学校サポート教室	〒133-0065 江戸川区南篠崎町 3 丁目 12 番 8 号共育ブ ラザ南篠崎内	5243-3342
にしかさい学校サポート教室	〒134-0088 江戸川区西葛西 8 丁目 15 番 6 号新田第二 住宅 6 号棟内	3878-8234
みなみかさい学校サポート教室	〒134-0085 江戸川区南葛西 5 丁目 18 番 1-101 号コー シャハイム南葛西五丁目 1 号棟内	3689-5230
ひらい学校サポート教室	〒132-0035 江戸川区平井 3 丁目 4 番 50 号平井一丁目 アパート敷地内	3682-8661
学校サポート教室ホームページ https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e072/kosodate/kyoiku/kyouiku/shisetuitiran/ kyoikusodan/support.html		

[発達障害相談センター ～発達相談室「なないろ」～]

発達障害支援の窓口として、発達障害専門相談員が相談に応じ、必要な支援の方向性を考えます。適切な支援を紹介するほか、ご本人・ご家族の同意のもと、保育園・幼稚園・小中学校などの所属機関や関係機関と連絡調整を行います。

11 ページ参照

(6) 特別支援学校

[東京都立鹿本学園]

本校は肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）、知的障害部門（小学部・中学部）の2部門を併設している特別支援学校です。

江戸川区における特別支援教育のセンター校です。

情報提供・相談機能

- ◆ 学校公開・・・年に2回（6月、11月）実施しています。
詳細は1か月前に本校ホームページに掲載します。
- ◆ 学校見学・・・随時受け付けています。（入学を控えている方を優先して御案内します。）

センター的機能発揮事業

- ◆ 巡回相談
発達障害や知的障害、気になるお子さんの理解や支援方法等について、先生方からの相談に応じます。学校や園での授業観察、後日ケース会議を実施します。
- ◆ 研修会への協力
特別支援教育をテーマにした研修会に講師を派遣いたします。
園・校内研修会や、地域における学習会等の際に招聘してください。
- ◆ 出前授業講師
障害理解等をテーマに本校教員が授業を行います。
副籍交流や学校間交流の事前学習としても御活用ください。
- ◆ 夏季理解推進研修会（教員・地域の支援者対象）
特別支援教育の理解啓発を目的に夏季休業中に実施します。



本校への入学・転学を希望されている方へ

【小・中学部】

- ・江戸川区教育委員会 学務課相談係（03-5662-1627）に御連絡ください。
- ・転学の場合には在籍校の先生に御相談の上、本校へも御連絡ください。



【高等部（肢体不自由部門）】

- ・在籍校の先生に御相談の上、本校へ御連絡ください。

東京都立鹿本学園



03-3653-7355

※ 特別支援教育コーディネーター宛てに御連絡ください。

【通学区域】 知的障害教育部門：江戸川区の一部（臨海青海特別支援学校通学区域を除く）
肢体不自由教育部門：江戸川区全域

【所在地】 東京都江戸川区本一色2-24-11

【ホームページ】 <http://www.shikamotogakuen-sh.metro.tokyo.ip/site/zen/>



[東京都立白鷺特別支援学校]

本校は、知的障害のお子さんを対象とした特別支援学校（高等部）です。以下のような支援や、特別支援教育に関する情報提供を行っています。まずは、お電話でお気軽にお問合せください。



情報提供機能

- ◆ 学校説明会…6月頃と10月頃に開催(中学3年生対象)

学校公開…6月頃と11月頃に開催

(どなたでも御参加いただけます。詳細はホームページで御確認ください。)

- ◆ 研修会の開催…夏季休業期間に、地域の先生方向けの研修会を開催しています
- ◆ 教材・教具の紹介や助言
- ◆ 地域における関係機関の紹介

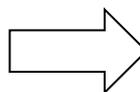
相談機能

- ◆ 知的障害や発達に課題のあるお子さんの進学や転学に関する個別相談
- ◆ 発達や学習に関する個別相談

派遣機能

- ◆ 都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク（通称：都立版エリアネットワーク）の地区拠点校として、近隣の都立高校（全日制・定時制）への巡回指導及び支援を行っています。
- ◆ 高校生・保護者向けの出前授業や、職員研修への講師派遣にも対応しております。

本校ホームページに
についてはこちらから



03(3652)4151（代表番号）

※特別支援教育コーディネーターまで御連絡ください。

《通学区域》 東西線より北側の江戸川区内（東葛西4丁目を除く）
《所在地》 〒132-0033 東京都江戸川区東小松川4-50-1
《ファクシミリ》 03(3674)6189
《ホームページ》 <http://www.shirasagi-sh.metro.tokyo.jp/>



りんかいあおみ [東京都立臨海青海特別支援学校]

本校は、知的障害のお子さんを対象とした、小学部、中学部の学校です。
下記のような情報提供、相談業務を行っています。
本校、特別支援教育コーディネーターまでお問い合わせください。



保護者の方への情報提供・相談機能

- ◆ 学校公開…年2回開催しています。対象、日時等、詳細は、本校ホームページを御覧ください。
- ◆ 学校見学…本校ホームページの「入学案内」→「教育相談」の欄に、御案内を掲載しています。

申込制です。入学、転学を検討されている方は、学校見学にお越しください。

※その他、お電話での御相談も、随時伺います。



先生方への情報提供

- ◆ 教材、教具の紹介や助言…御来校の際に、御覧いただけます。
- ◆ 研修会の開催…地域の先生方向けの研修会を行っています。



東京都立臨海(りんかい)青海(あおみ)特別支援学校



03-3529-5700 (代表番号)

【通学区域】 千代田区、中央区、港区、江東区、品川区 の一部
江戸川区 (西葛西六～八、中葛西五～八、臨海町、
清新町、東葛西四、六～九、南葛西)

【所在地】 東京都江東区青海二丁目5番1号

【ホームページ】 <https://rinkai-aomi-sh.metro.ed.jp>

HPはこちらから



[東京都立葛飾盲学校]

葛飾盲学校は、東京東部地域の、視覚に障害のある幼児・児童・生徒の通う学校です（幼稚部・小学部・中学部設置）。全盲のお子さんだけでなく、弱視のお子さんの相談については、適宜、江戸川区の弱視学級と連携を取ることもできます。特別支援教育コーディネーターが中心となって、専門性を生かして対応いたします。

保護者の方への情報提供・相談機能

- ◆ 学校公開…春期 5 日間、秋期 4 日間、開催いたします。ホームページで御確認ください。
- ◆ 乳幼児教育相談…0 歳からの乳幼児の、生活、遊び、就学に関する相談を、随時、行っております。本校幼稚部への入学相談の他、一般の保育所、幼稚園への入園、小学校への就学に関する相談も行っております。御希望に応じて、視機能に関する評価等を行います。お電話にてお問い合わせください。御来校の日程等を調整します。
- ◆ 入学相談、転学相談…随時、受け付けております。お電話にてお問い合わせください。御来校の日程等を調整します。お子さんの見え方の状態を見せいただき、お話を伺った上で、授業体験等の機会を作ります。

先生方への情報提供

- ◆ 教材、教具の紹介や助言…地域の先生方向けに教材、教具に関する情報を提供します。
- ◆ 研修会講師…子供たちの視覚活用に関すること、生活や学習のユニバーサルデザインに関することなどの研修会を担当しています。御要望の機関は、時間的余裕をもって依頼の相談をしてください。

巡回相談

- ◆ 保育所、幼稚園、療育機関、小学校、中学校からの相談を、随時、受け付けています。



0 3 - 3 6 0 4 - 6 4 3 5 (代表番号)

※「特別支援教育コーディネーター」宛に、お問い合わせください。

【所在地】 東京都葛飾区堀切 7-31-5

【ホームページ】 <http://www.katsushika-sb.metro.tokyo.jp/>

[東京都立大塚ろう学校城東分教室]

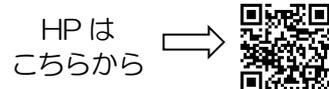
大塚ろう学校城東分教室は、聴覚に障害のある幼児・児童を対象とした特別支援学校で、幼稚部・小学部があります。

また、地域の「きこえに関する相談センター」として、聞こえない、聞こえにくいお子さんやその保護者の方、先生方の相談にお応えしています。きこえやコミュニケーション・学習・進路についての心配がある、聴力測定をしてほしい、補聴器を見てほしい、新しい補聴器についての情報がほしい等について丁寧に対応しています。



保護者の方への情報提供・相談機能

- ◆ 学校見学、学校公開・・・本校ホームページで御確認ください。
- ◆ 入学相談、転学相談・・・本校ホームページの「入学・転学・きこえの御相談」の項から各リンク先を御覧ください。個別に相談に応じます。



- ◆ 学校説明会（幼稚部・小学部）

<https://otsuka-sd.metro.ed.jp/site/zen/>

先生方への情報提供

- ◆ 本校の乳幼児教育相談担当や特別支援教育コーディネーターが、幼稚園・保育園・療育機関・小学校等に訪問し、情報交換やケース会等を行います。
- ◆ 研修会の開催・・・地域の先生方向けに地域支援研修会を行っています。
- ◆ 研修会講師・・・聴覚障害児の支援に関する研修会講師を行います。御要望の機関は、御相談ください。

乳幼児教育相談

- ◆ 生後0か月から就学前までのお子さんとその御家族の皆様を対象に、継続的な教育相談を行っています。お子さんの「きこえ」について御相談がありましたら、どんなことでも構いませんので御連絡ください。
- ◆ 詳細は、本校のホームページの「乳幼児教育相談」の項を御覧ください。



03-3685-9100（城東分教室）

ファクシミリ 03-3682-2159

【アクセス】 都営地下鉄新宿線「大島」駅A4出口より徒歩3分
JR「亀戸」駅より都営バス「東陽町駅前」行き（亀21）「城東特別支援学校前」下車 バス停前

【所在地】 東京都江東区大島6-7-3（城東特別支援学校内）

2. 児童を対象とした通所サービス

通所サービスの利用は「児童福祉法」に基づきます。

障害児通所支援を利用する保護者は、区に申請を行い、障害児支援利用計画案作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。(次頁「児童福祉サービスの利用手続き」参照)

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

※手続き方法は、乳幼児期と同様です。16 ページをご覧ください。

※事業所については、区内にある民間の放課後等デイサービス事業所 (25 ページ) をご覧ください。

第4章 青年期以降

1. 青年期以降の支援 ～ 義務教育終了後の相談・支援について ～

高等学校や大学等においては、進学や就労などその後の社会参加にむけた支援が必要となりますが、小中学校の特別支援教育体制に比べると遅れており、全体としては十分とは言えません。しかし、発達障害への対応に取り組んでいる私立学校もありますので、詳しいことは、各学校に直接お問い合わせください。

また、青年期以降のニーズや課題は非常に多様であり、社会生活上の不適應状況、家庭環境や家族関係に関する悩みなど、相談のきっかけは様々です。教育・就労・疾病などに関する相談を通して発達障害に、はじめて気づかれることも少なくありません。

(1) 相談

① 区の窓口

発達障害相談センター

江戸川区にお住まいの知的障害を伴わない発達障害(またはその疑い)のある方とそのご家族及び支援者を対象としています。

◆発達障害に関する相談(18歳以上)

家族関係や日常生活に関する悩みやお問い合わせに応じ、医療機関や就労等の相談機関の情報提供や制度の紹介を行います。なお、診断や検査は実施していません。

来所相談は、予約制です。

発達障害相談センター 11 ページ参照

発達障害相談センターのほか、次の各窓口で承ります。

愛の手帳相談係

知的障害者(児)を伴う方を対象に、愛の手帳の申請相談や福祉サービス利用の手続きを行うほか、教育・就労・通所に関する相談、日常生活に関する相談に応じます。

障害者福祉課 愛の手帳相談係

本庁舎2階1番窓口

電話：5662-0053

健康サポートセンター・江戸川保健所精神保健係

知的障害を伴わない発達障害のある方を対象に、精神保健福祉手帳の申請受付や障害福祉サービス利用のための手続きを行うほか、精神保健やこころの健康に関する相談に応じます。

各健康サポートセンター

5 ページ参照

健康部保健予防課精神保健係

電話：5661-2465

障害者就労支援センター

障害者が安心して働き続けることができるよう就労面と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。
障害者就労支援センター 48 ページ参照

② 地域活動支援センター（I型）

地域活動支援センターは、心身に障害がある方が、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的としています。

I型は、精神保健福祉士等の専門職が面接や電話・訪問等で、障害をお持ちの方やそのご家族などの様々な相談に応じ、より豊かな地域生活を送れるよう、一人ひとりに合わせたサポートを行います。

事業内容

1. 相談支援

日常生活で困っていることについて、電話や面談にて相談ができます。

2. 生活支援

食事作り、買い物、各種制度の利用、必要に応じ情報提供や同行等、様々な形で地域生活をサポートします。

3. 地域交流

友達を作りたい、のんびりと過ごしたいという方に、気軽に利用できる交流スペースを開放しています。その中で、パソコン教室や食事会その他各種プログラムを実施しています。

利用料

施設使用料 1日100円（プログラムによっては実費負担がかかる場合があります。）

相談のみは無料。

※それぞれの施設によって、プログラムが異なりますので、ご利用の際は各施設にお問い合わせください。

※49ページの掲載もご参照ください。

施設名	住所	電話
地域活動・相談支援センター かさい	〒134-0083 中葛西 2-8-3 2F 地域活動・相談支援センターかさい 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5679-6445
地域活動支援センター えどがわ	〒132-0031 松島 3-46-10 かつりJ-ホ 101 地域活動支援センターえどがわ 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5879-0708
地域活動支援センター はるえ野	〒132-0003 春江町 2-41-8 地域活動支援センターはるえ野 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5664-6070
地域活動支援センター こまつがわ	〒132-0034 小松川 2-9 小松川二丁目第3アパート1階 地域活動支援センターこまつがわ 社会福祉法人 ひらイルミナル (hirai-luminal.or.jp)	5858-6421

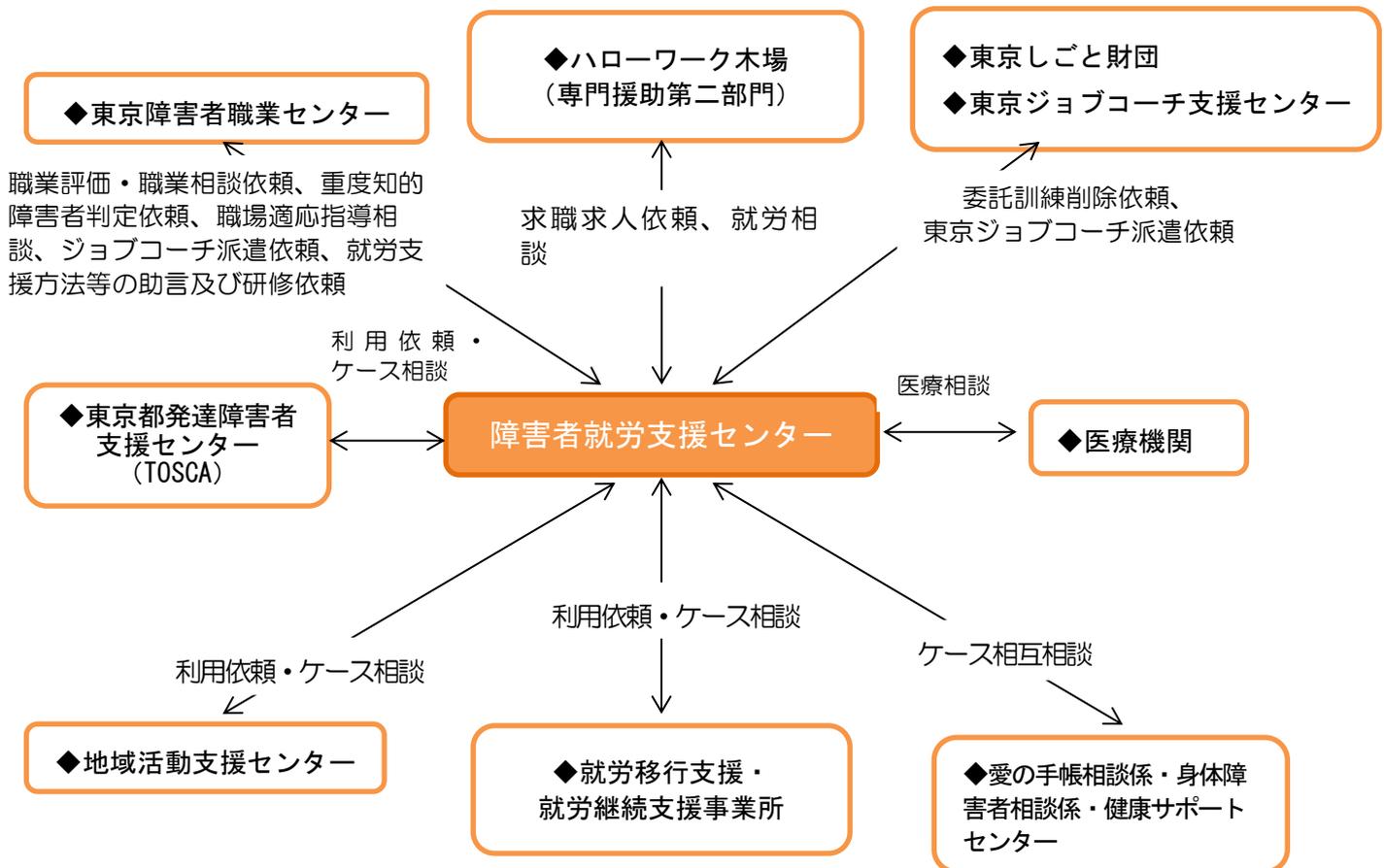
(2) 就労支援

① 障害者就労支援センター

江戸川区における障害がある方への就労支援については、障害者就労支援センターが中心になって相談を受け付けています。

発達障害の方についても、障害者手帳の有無に関わらず様々な相談に応じています。障害者就労支援センターで他機関とも連携をしながら、就労支援を行っています。

連携している他機関及び連携内容



住 所	〒133-0052 江戸川区東小岩6-15-2		
電 話	5622-6050	F A X	5622-6055
利用日時	月～金 8:30～20:00、土 8:30～17:00 (日・祝日・年末年始を除く)		
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kuseijoho/gaiyo/shisetsu_guide/bunya/kenkofukushi/fukushi/shogaishashuro.html		
対 象 者	企業等への一般就労を希望する障害者		

②地域活動支援センター

[精神障害者就労支援事業]（区委託事業）

「地域活動支援センターえどがわ」、「地域活動支援センターこまつがわ」及び「地域活動・相談支援センターかさい」で実施しています。

目的

就労を希望する精神障害者に対して、個々のニーズに応じながら関係機関と連携し、継続的にサポートします。

対象

江戸川区にお住まいの、就労についての相談や支援を必要とする精神障害のある方（15歳以上）

内容

就労支援コーディネーターが、以下のような支援を行います。

1. 各種就労相談（面談、電話、訪問）
2. ハローワーク、医療機関、就職面接などに同行
3. 書類作成等の求職活動への支援
4. 就労先や就労訓練先への訪問
5. 就労を継続するために必要な生活支援
6. 心理面への相談支援

※区委託事業は、年度により変更する可能性がありますので、ご注意ください。

※この事業の利用を希望する方は、利用者登録が必要です。

まずは各地域活動支援センターにお問い合わせください。

地域活動支援センター 47 ページ 参照

2. 障害者総合支援法の障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までのプロセスが異なります。

詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

サービス利用時の問い合わせ先

知的障害を伴う場合は「知的障害者（児）」として、知的障害を伴わない場合は「精神障害者（児）」として手帳の有無にかかわらず、医師の診断等によりサービスの対象になります。

[担当]

知的障害者（児）、精神障害児

- 福祉部障害者福祉課愛の手帳相談係（区役所本庁舎 2 階 1 番窓口） 電話 5662-0053

精神障害者

- 各健康サポートセンター 5 ページ参照
- 健康部保健予防課精神保健係（江戸川保健所 2 階） 電話 5661-2465

[福祉サービスに係る給付等の体系]

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	★	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	★
	重度訪問介護			就労移行支援	★
	同行援護			就労継続支援 （A型＝雇成型、B型＝非雇成型）	★
	行動援護	★		就労定着支援	★
	重度障害者等包括支援			自立生活援助	★
	短期入所（ショートステイ）	★		共同生活援助（グループホーム）	★
	療養介護			地域生活支援事業	移動支援
	生活介護		地域活動支援センター		★
	障害者支援施設での夜間ケア等 （施設入所支援）	★	福祉ホーム		

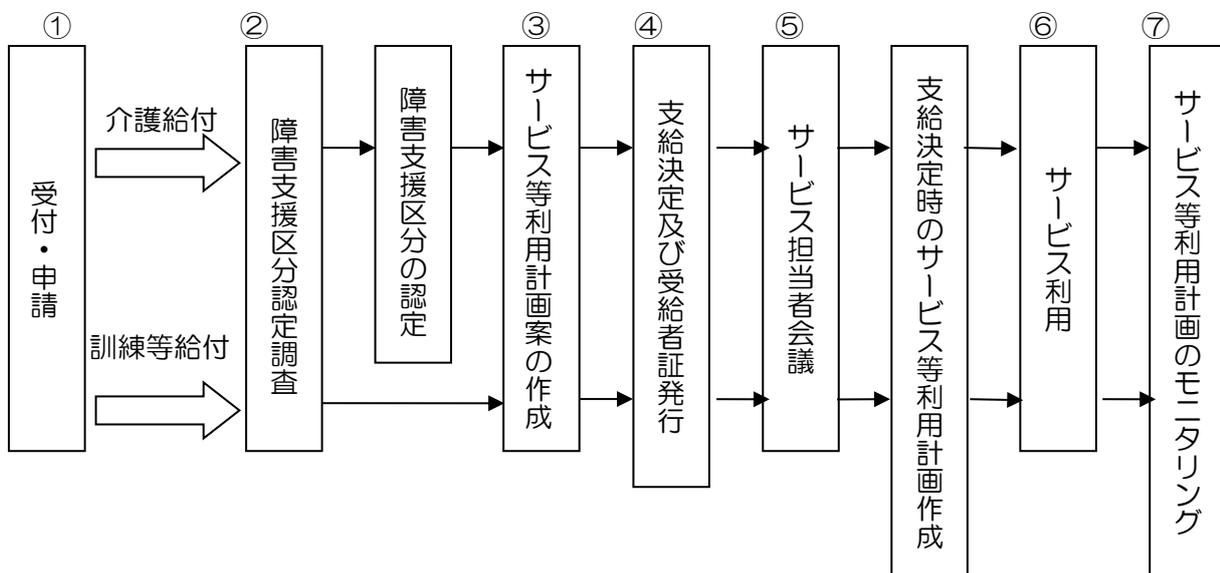
★発達障害者の利用が想定されるサービス

[福祉サービス利用までの流れ]

- ◆ 障害福祉サービスの利用までの流れを、おおまかに示します。
- ① サービス利用を希望される方は、担当窓口申請し、日程調整のうえ障害支援区分等についての調査を受けます。
- ② 区は、認定調査を実施します。介護給付及び訓練等給付(グループホームに限る)を利用する方については、一次判定、二次判定(認定審査会)を経て、障害支援区分を決定します。また、訓練等給付(グループホームを除く)及び地域生活支援事業を利用する方については、その必要度を判断します。

- ③ 区は、申請者(利用者)に、計画相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」の提出を求めます。なお、自己作成(セルフプラン)することもできます。自己作成を希望する場合は、各担当窓口にご相談ください。
- ④ 区は、提出された計画案や調査の結果など、勘案すべき事項を踏まえて、支給決定し、受給者証を交付します。
- ⑤ 計画相談支援事業者は、サービス担当者会議を開催しサービス提供事業者との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥ ⑤の利用計画に即したサービスを受給します。
- ⑦ 計画相談支援事業者は、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。

※計画相談支援事業者については、各担当窓口にお尋ねください。



* 障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分です。
(区分 1～6：区分 6の方が、必要度が高い)

◆費用

利用にあたっては、利用に要する費用の 1 割を利用者に自己負担していただきます。ただし、利用者負担額には上限額があり、住民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する実費費用が発生する場合があります。

第5章 関係機関一覧

1. 区内機関

[相談窓口]

施設名称		電話番号	利用(受付)日・時間	掲載頁
健康サポートセンター	中央健康サポートセンター	5661-2467	江戸川区中央 4-24-19	5
	小岩健康サポートセンター	3658-3171	江戸川区東小岩 3-23-3	
	東部健康サポートセンター	3678-6441	江戸川区瑞江 2-5-7 東部フレンドホール内	
	清新町健康サポートセンター	3878-1221	江戸川区清新町 1-3-11	
	葛西健康サポートセンター	3688-0154	江戸川区中葛西 3-10-1	
	鹿骨健康サポートセンター	3678-8711	江戸川区鹿骨 1-55-10	
	小松川健康サポートセンター	3683-5531	江戸川区小松川 3-6-1	
	なぎさ健康サポートセンター	5675-2515	江戸川区南葛西 7-1-27	
児童相談所はあとポート		5678-1810	江戸川区中央 3-4-18	10
教育研究所	グリーンパレス教育相談室	5662-7204	江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス 3階	37
	西葛西教育相談室	5676-2898	江戸川区西葛西 3-11-4	
	南篠崎教育相談室	3698-0433	江戸川区南篠崎町 5-12-2 南篠崎スカイハイツB棟内	
障害者就労支援センター		5622-6050	江戸川区東小岩 6-15-2	48
健康部保健予防課精神保健係 (江戸川保健所)		5661-2465	江戸川区中央 4-24-19	46
教育委員会事務局 学務課相談係		5662-1627	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所 4階	30
福祉部障害者福祉課 愛の手帳相談係		5662-0053	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所 2階	17
発達相談・支援センター	児童発達支援センター	5875-5321	江戸川区平井 4丁目 1-29	18
	発達障害相談センター 発達相談室「なないろ」 (18歳未満)	5875-5401 5875-5101		11
江戸川区篠崎児童発達支援センター		6231-8017	江戸川区篠崎町 3-18-5	21
センター(Ⅰ型) 地域活動支援	地域活動・相談支援センター かさい	5679-6445	江戸川区中葛西 2-8-3 2F	47
	地域活動支援センター えどがわ	5879-0708	江戸川区松島 3-46-10 かとりコーポ 101	
	地域活動支援センター はるえ野	5664-6070 5664-6072 ※相談専用回線	江戸川区春江町 2-41-8	
	地域活動支援センター こまつがわ	5858-6421	江戸川区小松川 2-9 小松川二丁目第3アパート 1階	

[区内にある児童発達支援・放課後等デイサービス事業所]

(令和5年10月現在 掲載順:区内住所順)

※一覧は25ページに掲載しています。

最新の情報は、東京都福祉保健局 「東京都障害者サービス情報」をご覧ください。

<http://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.jp/>

[発達障害の対応が可能な病院一覧] ※掲載許可を得られた機関のみを掲載しています

(1) 子ども対象

病院名	所在	住所	連絡先	対象	内容	検査
まめの木クリニック	区内	江戸川区東小岩 5-20-5	3671-5360	初診は 幼児～ 中学生 まで	児童精神科医、発達専門の臨床心理士、ケースワーカーがチームになって子どもの発達・育ちとその環境を多面的に丁寧にアセスメントします	あり
久田医院	区内	江戸川区平井 1- 27-7	3681-0081	幼児～ 中学生	お子さんの発達上の心配、心の悩みなどをご相談ください。状態に応じて支援いたします。こどもの心の健康相談。	なし
まつしま病院	区内	江戸川区松島 1- 41-29	3653-5541	子ども	言葉の遅れや発達の心配があるお子さんの相談を受け付けています。必要に応じて、公認心理士によるカウンセリングも合わせて行っています。	あり
玉置医院	区内	江戸川区南小岩 3-8-1	3657-0266	子ども	診断、相談と支援、治療状態によって高次医療機関に紹介	あり

*2023年11月30日時点の情報です。

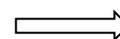
(2) 大人対象

病院名	所在	住所	連絡先	対象	内容	検査
小岩榎本クリニック	区内	江戸川区西小岩 1 丁目 2 1 - 2 0 東 20ビル3F	5622-7221	大人	依存症、うつ病、統合失調症、アデクション・アルコール、ギャンブル、薬物、認知症	なし

*2023年11月30日時点の情報です。

【参考】東京都福祉保健局発達障害者医療機関リスト

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/hattatsushougai.files/200420-9.iryoukikan-list.pdf



ダウンロードは
こちらから

2. 区外機関

[支援機関・医療機関の情報]

東京都福祉保健局 発達障害のページをご覧ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/hattatsushougai.html



[発達障害の対応が可能な病院]

※掲載許可を得られた機関のみを掲載しています

病院名	所在	住所	電話	対象	内容	検査
東京都立 東部療育センター	区外	江東区新砂 3-3-25	5632-8070	子ども ～大人	重症心身障害児(者)および心身に障害があり療育を必要とされている方（運動の障害、知的な遅れ、発達の遅れ）を対象に診療を行っています。 18歳以上の方で発達障害の初診希望の方は対象外です。	必要時 あり
医療法人社団 成仁病院	区外	足立区島根 3-2-1	050-3734- 5408	児童～ 大人	児童から成人までの発達障害の検査を実施でき、外来治療や訪問診療を通して住み慣れた環境下の元、治療ができます。また、入院設備もあるので必要に応じた適切な治療を行うことができます。他には、てんかん、総合失調症、ひきこもり等、精神疾病の訪問診療も出来ます。	あり

*2023年11月30日時点の情報です。

[障害等に関する相談窓口]

(1) 東京都発達障害者支援センター

【18歳未満の方】

東京都発達障害者支援センター こども TOSCA

東京都在住の発達障害のある方とご家族、関係機関の方からの発達障害に関するご相談をご予約制でお受けしております。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。

社会福祉法人 嬉泉（委託先）

住 所	〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-30-9	
電 話	6413-0231	
メー ル	tosca@kisenfukushi.com	
利 用 日 時	【予約受付】月・火・水・木・金 【相談日時】月・火・木・金	午前9時～午後5時 午前9時30分～午後5時
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.tosca-net.com/	

【18歳以上の方】

東京都発達障害者支援センター おとな TOSCA

東京都在住・在勤の発達障害のある方とそのご家族、関係機関の方から、発達障害に関する電話相談をお受けしております（予約制ではありません）。ご相談内容によっては来所相談をご案内することもあります。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修、講師の派遣なども行います。

公益財団法人 神経研究所（委託先）

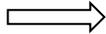
住 所	〒112-0012 東京都文京区大塚 4-45-16		
電 話	6902-2082		
利 用 日 時	【相談受付 第1・第3週】月・火・水・木・金・土	午前9時～午後5時	
	【相談受付 第2・第4・第5週】月・火・木・金	午前9時～午後5時	
ホームページ	https://otona-tosca.org/	➡	

(2) 東京都立精神保健福祉センター

住 所	〒110-0004 台東区下谷 1-1-3		
電 話	3844-2210（代表） 3844-2212（こころの電話相談）		
利 用 日 時	月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）		
ホームページ	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/sitaya/	➡	
事業内容	<p>精神的な悩みへの専門相談・支援や家族講座、精神障害者の社会復帰・リハビリテーション、関係機関職員向け研修等を実施しています。</p> <p>1. 思春期青年期相談 対象：義務教育終了後から 30 代半ばまでのご本人とご家族または学校等関係機関職員の方 （学校や職場に行けなくなってしまった、辞めてしまいひきこもってしまった、家族と関係がうまく取れない、時には暴力をふるう事もある、ダイエットが止まらない、過食してしまう。など） 内容：面接相談（こころの電話相談にて相談の上、予約制） 思春期青年期家族グループ、思春期青年期本人グループ</p> <p>2. デイケア 対象：都内 23 区に在住し、精神科医療機関に通院している方で、申し込み時点で 15 歳～30 代半ばまでの方。（統合失調症の方及びアスペルガー症候群等の方） 内容：グループ活動を行いながら、人間関係を学んだり、日常生活のリズムを整え、社会生活への自信を取り戻すことを目指しています。</p> <p>※まず、地域を管轄する健康サポートセンター（5 ページ）へお問い合わせください。</p>		

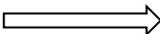
[子どもに関する相談窓口]

(1) 江戸川区児童相談所はあとポート

住 所	〒132-0021 江戸川区中央 3-4-18
電 話	5678-1810
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/jiso/index.html  
事業内容	子どものしつけや不登校、障害、非行など 18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に保健師や保育士、心理職員などの専門スタッフが応じます。継続的なサポートが必要な場合は、担当の職員がご家族の状況、お子さんの成育歴などをうかがい、子どもと家族に適した援助を行います。



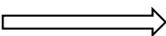
(2) 東京都ひきこもりサポートネット

電話相談	0120-529-528 (月～土 10:00～17:00、年末年始・祝日を除く)
メール相談	https://www.hikikomori-tokyo.jp/  
ピアオンライン相談	https://www.hikikomori-tokyo.jp/howto/index.php#pia  
随時個別相談	月～金(年末年始・祝日を除く)事前予約制です。 足立区の相談室にて、相談員が対面で相談を受けております。
訪問相談	江戸川区 福祉部 生活援護第一課 ひきこもり施策係 (電話 03-5662-0363)を通じて申込受付
事業内容	ひきこもりに悩むご本人やご家族等からの相談を電話、メール及び訪問により受け付けています。また、令和4年度より、ひきこもりの経験のある方やその家族(ピアサポーター)とオンラインでお話できるピアオンライン相談を実施しています。



[教育に関する相談窓口]

(1) 東京都教育相談センター

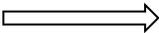
住 所	〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1 (東京都子供家庭総合センター 4階)
ホームページ	https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp  
電話相談	教育相談一般・いじめ相談ホットライン 0120-53-8288 (24 時間対応) 高校進級・進路・入学相談 3360-4175 (平日：午前 9 時～午後 9 時、土日祝日：午前 9 時～午後 5 時※閉庁日、年末年始を除く。)
来所相談	事前予約制です。電話相談にて御相談のうえ、お申込みください。
メール相談	https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/mail/index.html
SNS等教育相談	「話してみよう 子供専用」(「相談ほっとLINE@東京」内) https://soudan-chat.net/browser_chat/tokyo-hotline/users/sig_n_in 毎日午後 3 時～午後 11 時 (受付時間は午後 10 時 30 分まで)
対象者	幼児から高校生相当年齢までの子供、その保護者、教職員 (※SNS等教育相談は、小学生・中学生及び高校生相当年齢の子供本人)
事業内容	幼児から高校生相当年齢段階までの子供の性格や行動、しつけ、発達障害、いじめ、不登校、体罰、ヤングケアラーに起因する問題、高校への進級・進路などに関する相談等を、子供たちや保護者、学校の先生から受け付けています。

[就労に関する相談窓口]

(1) ハローワーク木場 (専門援助第二部門)

住 所	〒135-8609 江東区木場 2-13-19	
電 話	3643-8614	
利用日時	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
ホームページ	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/kiba.html	
対象者	仕事探しや職業訓練の相談をしたい方 ※各種専門窓口がございます ・障がいのある方 (3 階 33 番窓口 障がい者コーナー) ・34 歳以下の方 (1 階 15 番窓口 ヤングコーナー)	
事業内容	障がい者コーナーでは、専門相談員がお話を伺います。 発達障がい専門の相談担当者も配置しております。 就職活動のはじめ方や、求人の探し方、応募書類の作り方だけでなく、就職後の仕事に関するご相談 (職場定着相談) も行っています。お気軽にお問い合わせください。	

(2) 東京障害者職業センター

住 所	〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階
電 話	6673-3938
利 用 日 時	月～金 8:45～17:00 (祝日・年末年始を除く)
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/  
対 象 者	就職や職場定着を目指す障害のある方、障害のある方を新たに雇用もしくは雇用している事業主、障害者の就労支援をしている関係機関
事 業 内 容	<p>ハローワーク等の関係機関と連携しながら、以下の支援・サービスを行っています。</p> <p>【障害のある方へのサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職業相談・職業評価 ②職業準備支援 <p>【障害者と事業主の双方へのサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 ②精神障害者職場復帰支援（リワーク支援）* <p>【事業主へのサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者の雇用管理に関する相談及び支援 ②雇用管理サポート講習会の実施 <p>【関係機関へのサービス】</p> <p>職業リハビリテーションに関する技術的助言、援助</p> <p>*リワークセンター東京で実施しています。 住所：〒111-0041 台東区元浅草 3-18-10 上野 NSビル 7 階 電話：5246-4881</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;">  <p>らしく、はたらく、ともに</p> </div>  </div>

(3) 公益財団法人 東京しごと財団

住 所	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階	
電 話	03-5211-2681	
利 用 日 時	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/ 	
対 象 者	一般就労を目指す障害のある方・保護者・企業・障害者就労支援関係機関等	
事 業 内 容	<p>障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。</p> <p>●障害者雇用就業サポートデスク 就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています(飯田橋のみ)。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。(職業紹介はしていません。事前予約制です)。 ◆飯田橋 月～金 午前9時～午後5時 ※令和6年7月まで「ニチレイ水道橋ビル」に仮移転しています。 ◆多 摩 月・水・金曜日 午前9時～午後5時 【電話】03-5211-5462(飯田橋・多摩共通)</p> <p>●就活セミナー 就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。</p> <p>●企業見学 障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用先進的に取り組む企業等の企業見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を、見学することが出来ます。</p> <p>●職場体験実習 企業で働いた経験がない(少ない)、適正が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを図る場として、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。</p> <p>●障害者委託訓練事業(障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業) ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO 法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。該当するのは、次の全てにあてはまる方です。 ①身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、または知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病があり公的な判定書(意見書・診断書)・難病指定の医療受給者証などをお持ちの方 ②居住地管轄のハローワークに求職登録を行い、受講の推進を受けた方 ③職業訓練を通じて就労しようとする意思のある方 ※各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。</p>	